



地域福祉権利擁護事業10年

～ その成果と展望 ～

熊本大学法科大学院 教授 小野 義美 氏

© Japelia-Fotolia.com

2 事業の運用状況

この10年間余の地域福祉権利擁護事業の運用状況について、(1)実施体制および(2)実施内容の点から、全国的状況とも比較して、検討する。

(1) 実施体制

本県では、事業運営は県全体については県社協(地域福祉権利擁護センター)設置により、熊本市については業務委託を受けた熊本

1 事業創設の背景・目的

今日、急速な高齢化の進展がみられ、それに対応して社会福祉のあり方が「措置から契約へ」と移行がなされた中で、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が不十分な人々の権利を擁護し、地域においても安心して生活を送れるように支援する必要がますます高まっている。

このようなニーズに応えるために、新しい成年後見制度の導入と併せて、社会福祉の分野における日常生活支援として各種の福祉サービスの利用援助等を行うための「地域福祉権利擁護事業」が厚生省(当時)により創設された。この地域福祉権利擁護事業は、成年後見制度の施行(平成12年4月)に先行して、平成11年10月から開始され、今年で丸11年が経過

している。この事業の根幹となる部分は、その後社会福祉法の中に「福祉サービス利用援助事業」として位置づけられ、また、補助事業上の名称も平成19年4月から「日常生活自立支援事業」と改称されたが、本県では引き続き「地域福祉権利擁護事業」と称している。地域福祉権利擁護事業は、地域福祉の担い手として全国的なネットワークをもつ社会福祉協議会を中心として体制整備が図られ、本県では県社協が実施主体となって実施している。事業内容は各種福祉サービスの利用援助を基本とし、補完的に日常的な金銭管理サービスや書類等の預かりサービスを行うものとし、利用者との利用契約に基づいて提供する。



情報誌名【ゆ〜とぴー】の由来

理想郷のフランス語(ユートピア)を読者に親しんでもらえるように愛らしい語感にしました。誰にとっても理想的な社会づくりを目指す気持ちを込めた名前です。

CONTENTS [目次]

特集「地域福祉権利擁護事業」

地域福祉権利擁護事業10年

～ その成果と展望 ～ [2]

・熊本大学法科大学院 教授 小野 義美 氏

信頼関係が生み出す地域ぐるみの支え合い [4]

・天草市社会福祉協議会 牛深支所 社会福祉士 〈銭上 ゆかり さん〉

地域福祉権利擁護事業の用語解説 [6]

やりがい、いきがい福祉の職場訪問記

設立から61年 障がい者も健常者も一体となって働く [7]

・社会福祉法人 熊本県ココロニー協会

地域福祉活動団体等の紹介

町を愛する心を育み住民主導の地域福祉を推進 [9]

・社会福祉法人 大津町社会福祉協議会

赤い羽根からのお知らせ [11]

トピックス

手をつなぎ助け合う その輪は おおきな外輪山 [12]

「第5回 火の国ボランティアフェスティバル阿蘇」開催される

インフォメーション [13]

・県民間退職者共済への加入のご案内

・セカンドライフ応援セミナーを開催します ・福祉就職面接会を開催します

・福祉のお仕事 相談窓口を開設します ・寄付御礼